

1 学校法人会計の概要について

○ 学校法人とは

学校法人とは、学校教育法および私立学校法の定めるところにより、私立学校の設置を目的に設立された法人です。企業は営利を目的に事業を行います。学校法人は営利を目的にせず、教育研究活動を行い、その成果を社会的に還元することを目的としています。また私立学校振興助成法において、国または地方公共団体から補助金(私学助成)の交付を受けている学校法人は、文部科学大臣の定める「学校法人会計基準」に従って財務計算に関する書類を作成することが義務づけられています。

○ 学校法人会計基準とは

私立学校は公共性が極めて高く、安定性・継続性が求められるとともに、中長期的にわたって永続的な維持を可能にするための収支均衡を図ることが求められます。そのような私立学校の特性を踏まえ、私学助成を受ける学校法人が適正な会計処理を行うための統一的な会計処理基準として制定されたものが、学校法人会計基準です。

○ 学校法人会計と企業会計の違い

一般的に企業会計では、営業年度ごとの損益を計算し、併せて当該企業の財政状態を知ることによって、より高い収益性と安全性を図ることを目的としているのに対し、学校法人会計は、企業会計のような「損益」を目的とするのではなく、収支の均衡の状態および財政状態を正確に把握し公共性の高い法人として永続的な発展を図ることが主な目的になっています。

2 財務計算に関する書類について

① 資金収支計算書

当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容を明らかにし、かつ、支払資金の収入と支出の顛末を明らかにすること目的としています。

② 活動区分資金収支計算書

企業会計におけるキャッシュフロー計算書に相当し、資金収支計算書を三つの活動区分ごとに区分して、活動ごとの資金の流れを明らかにすることを目的としています。

③ 事業活動収支計算書

企業会計における損益計算書と似た役割を担っていますが、学校法人会計の場合は、当該会計年度の活動に対応する事業活動収入と事業活動支出の内容、及び基本金組入後の均衡の状態を明らかにすることを目的としています。

④ 貸借対照表

当該会計年度末における資産・負債・正味財産の状態、財政状態を表すものです。

3 勘定科目について

○ 資金収支における勘定科目

収入の部

- ・学生生徒等納付金 → 授業料・施設設備資金・入学金等の学生・生徒等から納入されたものです。
- ・手数料収入 → 入学検定料や各種証明書発行手数料等です。
- ・寄付金収入 → 金銭等の寄付による収入です。
- ・補助金収入 → 国や地方公共団体およびこれに準ずる機関から交付される補助金です。
- ・資産売却収入 → 固定資産等の売却にかかる収入です。
- ・付随事業・収益事業収入 → 学校法人の補助活動事業、附属事業、受託事業および収益事業などからの収入です。
- ・受取利息・配当金収入 → 預金、貸付金等の利息、株式の配当金等の収入です。
- ・雑収入 → 学校法人に帰属する上記の各収入以外の収入です。
- ・借入金等収入 → 銀行等からの借入金や学校債の発行による収入です。
- ・前受金収入 → 翌年度入学の学生、生徒等に係る学生生徒等納付金収入やその他の前受金収入です。
- ・その他の収入 → 各種特定資産からの繰入収入や貸付金回収収入、預り金等です。
- ・資金収入調整勘定 → 当年度の諸活動に対する収入ではあるが、実際の資金の収入が前年度以前にあったものまたは翌年度以降になるものです。

3 勘定科目について

○資金収支における勘定科目

支出の部

- ・人件費支出 → 教職員等に支給する本俸、期末手当、その他手当および専任教職員の退職金財団等掛金です。
- ・教育研究経費支出 → 教育研究のために要する消耗品、光熱水費、旅費交通費、奨学費等の経費です。
- ・管理経費支出 → 教育研究経費以外の消耗品費、光熱水費、広告費等の経費です。
- ・借入金等利息支出 → 借入金等の利息の返済にかかる支出です。
- ・借入金等返済支出 → 借入金の元金の返済にかかる支出です。
- ・施設関係支出 → 土地・建物・構築物・建設仮勘定等の支出を言います。建物は附属する電気・給排水・冷暖房等の施設設備を含みます。
- ・設備関係支出 → 教育研究用機器備品・管理用機器備品・図書・車両等に係る支出です。
- ・資産運用支出 → 各種特定資産への繰入支出、有価証券の取得に係る支出です。
- ・その他の支出 → 貸付金、仮払金等の上記支出以外の支出です。
- ・資金支出調整勘定 → 当年度の諸活動に対する支出ではあるが、実際の資金の支出が前年度以前にあったものまたは翌年度以降になるものです。

○事業活動収支計算書にのみ記載される主な科目

収入の部

- ・現物寄付金 → 金銭ではなく物品による寄付であるため資金に移動がないことから事業活動収支計算書固有の科目となります。
- ・資産売却差額 → 資産売却収入が、当該資産の帳簿残高を超えた場合、その超過額です。

支出の部

- ・人件費 → 資金収支の人件費支出から退職金支出を除き、退職給与引当金繰入額を加えた額です。
- ・教育研究経費 → 資金収支の教育研究経費支出に減価償却額を加えた額です。
- ・管理経費 → 資金収支の管理経費支出に減価償却額を加えた額です。
- ・減価償却額 → 教育研究経費、管理経費共通の科目であり固定資産の当年度の減価償却額の合計です。
- ・資産処分差額 → 資産を売却したその代価が帳簿残高を下回った場合、その差額や資産を除却した際の除却額です。

○貸借対照表における科目

- ・有形固定資産 → 土地・建物・構築物・機器備品・図書・車両等です。
- ・特定資産 → 施設の増設や改築、退職金の支払い等使途が特定された預金等です。
- ・その他の固定資産 → 借地権・電話加入権・ソフトウェア・長期貸付金等です。
- ・流動資産 → 現金預金・未収入金・貯蔵品・短期貸付金等です。
- ・固定負債 → 長期借入金・長期未払金・退職給与引当金等です。
- ・流動負債 → 短期借入金・未払金・前受金・預り金等です。

4 基本金について

学校法人が教育研究活動を行って行くためには、校地・校舎・機器備品・図書・現預金等の資産を持ち、これを永続的に維持する必要があります。学校会計では、当該年度にこれらの資産の取得に充てた金額を基本金へ組入れる仕組みとなっています。この基本金の対象は、「学校法人会計基準」において、次の4つに分類されています。

- 第1号基本金 → 設立当初に取得した固定資産、並びに設立後新たな学校の設置、学部学科の増設、定員や実員の拡大による規模の拡大及び教育の充実向上のために取得した固定資産の価額です。
- 第2号基本金 → 第1号の資産を将来取得するために充てる金銭その他の資産の額です。
- 第3号基本金 → 基金として継続的に保持し、かつ運用する金銭その他の資産の額です。
- 第4号基本金 → 恒常的に保持すべき資金として別に文部科学大臣が定める額です。